

東やまと傾聴ボランティア「メロディー」規約

(名 称)

第1条 本会は、東やまと傾聴ボランティア「メロディー」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、東大和市在住の市民を対象として、傾聴を受ける人の自尊心及び自律心を大切にし、自分らしく豊かな気持ちで過ごされるために、傾聴活動を行い社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

また、ボランティアの活動を通じ会員の活躍の場を企画するとともに、定期的な研修により、各会員の傾聴能力の向上を目指す。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 傾聴ボランティア活動
- (2) その他目的を達成するための活動

(会 員)

第4条 本会の会員は本会の目的に賛同し、下記のいずれかを満たす者とする。

- (1) 東大和市社会福祉協議会主催の傾聴ボランティア養成講座の課程を修了した者
- (2) 総会で認められた者

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代 表 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名

2 役員は、会員の互選により選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(職 務)

第6条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 代 表 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 事務局長 会の事務を管理し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会 計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監 事 会の業務および財産の状況を監査する。

(総 会)

第7条 本会の総会は会員をもって構成し、毎年4月に開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画に関すること
- (2) 予算、決算に関すること
- (3) 役員を選任に関すること
- (4) 規約に関すること
- (5) その他、会の運営に関する重要な事項

3 総会は会員の過半数の出席が無ければ開会することができない。

4 総会の議長は代表が務める。

5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会)

第8条 役員会は役員をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(財政)

第10条 本会の活動に要する諸経費は、発足年度末までは東大和市社会福祉協議会からの助成金等によって賄い、翌年度からは会員より会費を徴収するものとする。

(監査と報告)

第11条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、総会で会員に報告する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。ただし、会員の承認を得なければならない。

(付則)

この規約は、平成30年 9月18日から実施する。